保活ワンポータル利用規約（利用者向け）

（本利用規約の目的）

第１条　本利用規約は、こども家庭庁が整備しその委託に基づいて運用事業者が運用する保活ワンポータル（以下「本システム」といいます。）を利用者が利用するにあたり必要な条件等を定めることを目的とします。

（他の規程等との関係）

第２条　こども家庭庁がこども家庭庁ウェブサイト上で掲載する本システム利用に関するルールは、本利用規約の一部を構成するものとします。

２　本利用規約の内容と、前項のルールその他本利用規約外における本システムの説明等とが異なる場合は、本利用規約の規定が優先して適用されるものとします。

３　本システムの利用に関するこども家庭庁と利用者の契約関係（以下「本契約」といいます。）については、本利用規約が適用されるものとします。

（定義）

第３条　本利用規約において使用する以下の用語は、以下の定義によります。

(1)　「こども家庭庁ウェブサイト」とは、そのドメインが【cfa.go.jp】である、こども家庭庁が運営するウェブサイト（ただし、理由の如何を問わず、こども家庭庁のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。）をいいます。

(2)　「保活情報連携基盤」とは、こども家庭庁が整備しその委託に基づいて運用事業者が運用する、利用者、情報保有自治体、保育施設等及び就労証明書発行者間での保育施設等への入園準備等に係る活動（以下「保活」といいます。）に係る情報連携を目的としたシステム全体のことをいいます。

(3)　「情報保有自治体」とは、情報保有都道府県及び情報保有市町村（特別区を含む。以下同じ。）をいいます。

(4)　「保活ワンポータル」とは、保活情報連携基盤のうち、利用者がアクセスするポータルサイトのことをいいます。

(5)　「情報保有都道府県」とは、利用者が住所を有する都道府県であって、当該都道府県が所管する保育施設等の情報の取得並びに管理を行うもののことをいいます。

(6)　「情報保有市町村」とは、利用者が住所を有する市町村であって、利用者及び当該市町村が所管する保育施設等の情報の取得並びに管理を行うもののことをいいます。

(7)　「利用者」とは、情報保有市町村に住所を有し、本システムを利用する保護者又は民間保活システムを介して保育施設等に見学予約を行う保護者のことをいいます。

(8)　「保育施設等」とは、本システムを利用して施設等情報の管理及び利用者の施設見学に係る予約対応等を実施する事業者をいいます。

(9) 「民間保活システム」とは、民間事業者が提供する、保活に関する手続を保護者が行うことを支援するためのシステムをいいます。

(10)「就労証明書発行者」とは、利用者が勤務する事業者又は行政機関等であり、本システムを利用して、利用者の依頼により、保育施設等の利用申請に必要な就労証明書の発行を行うものをいいます。

(11)「運用事業者」とは、こども家庭庁の委託に基づいて本システムの運用及び保守を実施する事業者をいいます。ただし、運用事業者が変更された場合には、変更後の運用事業者をいうものとします。

(12)「反社会的勢力等」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます。

(13)「知的財産権」とは、知的財産（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第1項に定める「知的財産」をいいます。）に関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいいます。

(14)「法令等」とは、法律、政令、省令、通達、規則、条例、裁判所の判決・決定・命令、行政処分、ガイドラインその他の法規範等の総称をいいます。

(15)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」といいます。）第2条第1項により定義されたものをいいます。

（各主体の関係）

第4条　利用者とこども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等及び就労証明書発行者の関係は次のとおりとします。

(1) こども家庭庁と運用事業者との関係

こども家庭庁は、本システムの運用及び保守を契約により運用事業者に委託し、当該契約に基づき運用事業者の業務の監督を行います。

(2) 利用者とこども家庭庁との関係

こども家庭庁は、本契約に基づき利用者に対し本システムの利用環境を提供し、利用者は本システムを通じて保活に関する手続情報及び施設情報の閲覧等を行うとともに、希望する保育施設等の見学予約及び就労証明書の申請・受領を行うことができます。

こども家庭庁は利用者の個人情報について取扱い（取得、利用及び提供を含みますが、これらに限られません。以下同じです。）をしません。ただし、「保活ワンポータル個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」（以下「本ポリシー」といいます。）の定めに従い、利用者による本システムの利用に関する非個人情報を取得し、利用目的の範囲内で利用するとともに、安全確保措置等を行います。

(3) 利用者と情報保有市町村との関係

情報保有市町村は、本システムにおいて当該市町村における保活に関する手続情報の登録及び更新、保育施設等における空き枠情報登録及び更新等をするとともに、当該市町村に居住する保護者であって本システムの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）に対し、本システムの利用に際し必要となるアカウントを発行するものとします。

利用希望者は、このアカウントの発行のため、情報保有市町村に対し、本システムにより第 6 条に定めるアカウント情報の入力を行います。情報保有市町村及びその委託を受けた運用事業者は、当該アカウント情報を個人情報保護法及び本ポリシーに従って適切に管理等するとともに、本ポリシーに定める利用目的の範囲内で取扱うものとします。

(4) 利用者と保育施設等との関係

保育施設等は、本システム上の利用者の見学予約の申請に対し、申請内容の確認及び承認等を行います。利用者は、見学予約の申請に際して、保育施設等に対し、本システムを通じて第 7 条第 1 項に定める見学予約情報を提供するものとし、当該保育施設等は当該見学予約情報を個人情報保護法及び本ポリシーに従って適切に管理するとともに、本ポリシーに定める利用目的の範囲内で取扱うものとします。

なお、運用事業者は本システム内に保存された見学予約情報の取扱いをしないものとし、これが担保されるよう従業者に対するアクセス制限その他の適切な措置をとるものとします。

(5) 利用者と就労証明書発行者との関係

利用者の勤務先である就労証明書発行者が本システムを利用する場合、利用者は本利用規約に従い、本システムを通じて保育園等の入園等のために必要となる就労証明書の発行申請をすることができ、当該申請を受けた就労証明書発行者は当該利用者に対し本システムを通じて就労証明書を発行することができます。この場合、利用者は、当該申請に際して、就労証明書発行者に対し、本システムを通じて第 7 条第 3 項に定める就労証明書関係情報を提供するものとし、当該就労証明書発行者は当該就労証明書関係情報を個人情報保護法及び本ポリシーに従って適切に管理するとともに、本ポリシーに定める利用目的の範囲内で取扱うものとします。

なお、運用事業者は本システム内に保存された就労証明書関係情報の取扱いをしないものとし、これが担保されるよう従業者に対するアクセス制限その他の適切な措置をとるものとします。

（個人情報等の取扱いについて）

第 5 条　運用事業者、情報保有自治体、保育施設等及び就労証明書発行者は、自らが取扱う利用者の個人情報等を、個人情報保護法及び本ポリシーに従って取扱うものとします。

（本システムの利用手続）

第６条　本システムの利用希望者は、本利用規約を遵守することに同意し、本システム利用のために必要となるアカウントの発行を申請するため、①利用者の住所、氏名、生年月日、電話番号、Ｅメールアドレス、配偶者の氏名、生年月日、②利用者の位置情報及び③その他利用者から提供された情報等（以下あわせて「アカウント情報」といいます。）を、本システムを通じて情報保有市町村に提供するものとします。

２　情報保有市町村は、利用希望者が以下の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、当該利用希望者の登録又は本システムの利用を拒否することができ、これにより本契約も当然に終了するものとします。

(1) 提供されたアカウント情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記入漏れがある場合

(2) その他、情報保有市町村及び運用事業者が本システムの利用を不適当と認める場合

３　利用者は、登録したアカウント情報に誤りがあった場合又は変更が生じた場合、本システム上で遅滞なく自ら修正、変更するものとします。

（利用者による本システムの利用等）

第７条　利用者は、本システムにより見学予約をしようとする場合、利用者の住所、氏名、生年月日、電話番号及びＥメールアドレスその他の見学予約に係る情報（以下「見学予約情報」といいます。）を、本システムを通じて保育施設等に提供するものとします。

２　利用者は、本システムを通じて、見学予約の申請に関する状況等を確認することができます。ただし、その利用可能な期間は、本システム上で設定された期間に限られます。

３　利用者が居住する情報保有市町村が本システムにおける就労証明書発行機能を利用しており、かつ利用者の勤務先である就労証明書発行者が本システムを利用している場合には、利用者は、本システムを通じて保育施設等入所のための就労証明書の発行の申請・受領ができます。この場合、利用者は、当該申請に必要となる利用者の氏名、生年月日、社員番号その他の就労証明書の発行申請に必要な情報等（以下「就労証明書関係情報」といいます。）を、本システムを通じて勤務先である就労証明書発行者に提供するものとします。

（利用者の責任）

第８条　利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システム利用のために提供されたアカウント、ログインパスワード、その他の本システムに関する利用者又は利用者のこどもに関する情報を適切に管理し、第三者による不正使用を防止するために必要な措置を講じるものとします。

２　本システムを利用する主体が当該利用に際して提供した情報の正確性、完全性又は整合性は提供者が保証するものとし、こども家庭庁、情報保有自治体及び運用事業者は、自

らが提供した情報を除きこれらについて何ら責任を負わないものとします。

3　こども家庭庁、情報保有自治体、保育施設等及び運用事業者は、利用者が提供するデータが、本システムの利用に起因して消失、消滅、変化等しないことについて保証するものではありません。利用者は、自己の責任において、データの管理をし、適宜バックアップ等を行ってから本システムを利用するものとします。

（禁止事項）

第９条　利用者は、本システムの利用に関して、以下の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行わないものとします。

(1) 本利用規約又は本システム内で提示されるこども家庭庁の利用条件に違反する行為

(2) 法令等に違反する行為

(3) 犯罪行為又は犯罪を助長する行為

(4) こども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為

(5) 公序良俗に反する行為

(6) 反社会的勢力等に対する利益供与その他反社会的勢力等に関与する行為

(7) こども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者又は第三者の知的財産権、プライバシーの権利、その他の権利又は利益を侵害する行為

(8) 本システムを通じて不正確又は虚偽の情報を提供する行為

(9) 第三者になりすます行為

(10) こども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者又は第三者の情報を不正に取得、改ざん、削除する行為又はこれらの者のネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為

(11) こども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者又は第三者のネットワーク又はシステム等へ不正にアクセスする行為又はそれを試みる行為

(12) 本システムの全部若しくは一部を変更、削除、逆コンパイル、逆アセンブル又はリバースエンジニアリングする行為

(13) 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを送信する行為

(14) 本システムの運営を妨害する行為

(15) こども家庭庁、運用事業者、情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者、他の利用者又は第三者に損害等を与える行為

(16) 本システムを本来の目的以外の目的で利用する行為

(17) その他こども家庭庁又は情報保有自治体が不適当と認める行為

（本システムに関する知的財産権）

第 10 条　本システムに関する一切のプログラム、著作物（本利用規約を含みます。）等の知

的財産に関する知的財産権は、全てこども家庭庁又はこども家庭庁に使用を許諾する正当な権利者（以下本条において「こども家庭庁等」といいます。）に帰属しています。

2　利用者は、本システムの利用に際し、本システムに関わる知的財産を次の各号のとおり取り扱うものとします。

(1) 本利用規約に従って本システムを利用するために使用すること

(2) 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと

(3) 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与若しくは譲渡し、又は担保の設定をしないこと

(4) こども家庭庁等が指定する者が表示した著作権表示若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと

（本システムの利用可能時間及び利用の停止等）

第 11 条　本システムの利用可能時間は、原則として 24 時間 365 日とします。ただし、こども家庭庁は、利用可能時間における利用について努力義務を負うのみであり、利用できることを保証するものではありません。

2　こども家庭庁は、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、利用者に事前に通知することにより、当該利用者による本システムの全部又は一部の利用を停止できるものとします。ただし、緊急の場合は、事前の通知を要しないものとします。また、これらの措置は、運用事業者から当該利用者に対する損害賠償請求を行うことを妨げるものではありません。

(1) 本システムに関する情報の提供元となる情報保有自治体その他の本システムを利用する者のシステムの利用状況その他の事由により、本システムの運営が困難となった場合

(2) 本システムに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合

(3) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本システムの提供が困難となった場合

(4) 本システムに関するセキュリティ上の問題が生じた場合

(5) 天災地変、戦争、戦争のおそれ、封鎖、通商停止、革命、暴動、疫病その他の伝染病、物資又は施設の破壊又は損傷、火災、台風、地震、洪水、その他運用事業者の支配を超える事由が生じた場合

(6) 法令等又はこれらに基づく措置により本システムの運営が困難となった場合

(7) システムメンテナンス等に伴う計画停止の場合

(8) 第 9 条各号の禁止行為を行った場合その他の本利用規約に違反した場合

(9) その他前各号に準じる事由によりこども家庭庁が必要と判断した場合

3　利用者が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、情報保有自治体は事前に通知することなく、本システム上の情報保有自治体の管理領域への当該利用者によるアクセスを禁止し、又は当該利用者が本システムを通じて当該領域内に入力した情報の全部若しくは一部を削除することができるものとします。ただし、これらの措置は、情報保有自治体から当該利用者に対する損害賠償請求を行うことを妨げるものではありません。

(1) 利用者が本利用規約に違反した場合

(2) 第 6 条第 2 項各号の登録・利用拒否事由のいずれかに該当する場合

(3) その他、情報保有自治体が本システムの利用を不適当であると判断した場合

(4) アカウント発行又は発行後の最後のログインのいずれか遅い方から 3 年間ログインがなかった場合

4　こども家庭庁は、利用者が本利用規約のいずれかの条項に違反した場合には、当該利用者に対し、相当の期間を定めてその是正を要求することができ、当該利用者はこれに応じるものとします。この場合において、当該期間内に当該利用者が是正を行わないときは、こども家庭庁は当該利用者に通知することにより本契約を解除することができるものとします。

5　前項の定めにかかわらず、利用者が第 9 条各号の禁止行為を行った場合、本利用規約の違反が是正不能である場合、アカウント発行又は発行後の最後のログインのいずれか遅い方から 3 年間ログインがない場合その他の本契約を継続し難い重大な事由がある場合には、こども家庭庁は当該利用者に対し、何らの催告なく本契約を解除することができるものとします。

6　前四項の利用停止措置等又は解除は、利用者に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

7　前各項の定めにかかわらず、利用者は、こども家庭庁に通知することにより、事由を問わず本契約を解約し、本システムの利用を中止することができるものとします。

（本システムの変更・追加）

第 12 条　運用事業者は、こども家庭庁の判断により、本システムの内容の変更又は追加ができるものとします。ただし、本利用規約の変更を要する場合、運用事業者は、本システムの内容の変更又は追加と併せて、第 16 条（利用規約の変更）に伴い本利用規約の変更をするものとします。

（本システムの終了）

第 13 条　運用事業者は、こども家庭庁から事前に承認を受けた場合、事前に周知することにより、何ら責任を負うことなく本システムの提供を終了することができるものとし、それにより本契約も当然に終了するものとします。ただし、緊急の場合その他事前の周知が困難な場合には、事後に周知するものとします。

（損害賠償及び免責事項等）

第 14 条　本システム又は本利用規約に関連して、こども家庭庁の責めに帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、当該利用者はこども家庭庁に対しその損害の賠償を請求できるものとします。ただし、当該損害がこども家庭庁の軽過失により生じたものである場合には、こども家庭庁は、当該損害のうち利用者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り賠償責任を負うものとします。

2　本システム又は本利用規約に関連して、利用者の責めに帰すべき事由によりこども家庭庁が被った損害については、こども家庭庁は当該利用者に対しその損害の賠償を請求できるものとします。ただし、当該損害が利用者の軽過失により生じたものである場合には、利用者は、当該損害のうちこども家庭庁に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り賠償責任を負うものとします。

3　本システム又は本利用規約に関連して、利用者と情報保有自治体、保育施設等、就労証明書発行者又は第三者との間に紛争が生じた場合には、こども家庭庁は何ら責任を負わず、利用者は、当該相手方との紛争を自己の費用及び責任において解決するものとします。

（利用者の設備）

第 15 条　利用者は、本システムを利用するために必要な機器等（スマートフォン、パソコン、ソフトウェア及びその他インターネット接続に必要な機器）を自らの負担で用意し、機器の準備に必要な手続を自らの責任で行うものとします。

2　本システムを利用するにあたり必要な費用（インターネットの通信費等）は、利用者が負担するものとします。

（本利用規約の変更）

第 16 条　運用事業者は、以下の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめこども家庭庁の承諾を得た上で、本利用規約を変更することができるものとします。

(1) 本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき

(2) 本利用規約の変更が、本契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき

2　前項の場合、運用事業者は、変更後の本利用規約の効力発生日の相当の期間前までに、本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を、こども家庭庁及び運用事業者が適切と判断する方法（こども家庭庁ウェブサイト・本システム内への掲示等）により通知します。

（通知・周知）

第 17 条　本システムに関する情報保有自治体から利用者への通知は、情報保有自治体が本

システムを用いて行うことがあります。

2　本システム上の情報保有自治体からの通知又は周知に関する問合せ等については、利用者が情報保有自治体に直接行うものとします。

3　本システムに関するこども家庭庁又は運用事業者から利用者への周知は、本システム又はこども家庭庁ウェブサイトへ掲載する方法により行います。当該周知は、当該掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

（権利義務の譲渡禁止）

第 18 条　利用者は、本システムの利用者たる地位又は利用者として保有する権利若しくは利用者として負う義務を、第三者に譲渡、移転、担保設定又はその他の処分をしてはなりません。

（協議）

第 19 条　本利用規約に定めのない事項及び本利用規約の解釈につき疑義の生じた事項については、当事者間の協議によって解決するものとします。

（分離可能性）

第 20 条　本利用規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

（準拠法）

第 21 条　本利用規約に関する準拠法は、日本法とします。

（管轄裁判所）

第 22 条　本利用規約に起因又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（附則）

本利用規約は 2026 年 7 月 27 日より施行します。